よくあるご質問

Q1 自費で解体・撤去を行う場合いつまでの工事が対象となるのか

令和6年能登半島地震または令和6年豪雨災害による自費解体は発災日以降 に解体業者等と契約したものが対象となります。

Q2 申請様式はどこにあるか

窓口にご用意しておりますので、お手数ですが窓口にお越しください。なお、 市のホームページからもダウンロード可能です。

Q3 郵送で申請したい

郵送申請は行っておりません。お手数ですが窓口にお越しください。書類が多く、1 回では揃わないことが多くあります。

Q4 申請の提出はいつまでか

令和6年能登半島地震または令和6年豪雨災害による自費解体の申請は令和7年10月31日(金)までです。

Q5 収集・運搬、処分の費用は償還の対象となるか

解体業者等が産業廃棄物として適正に処理し、マニフェスト伝票等の提出があれば、 収集・運搬、処分の費用も償還の対象となります。 収集・運搬のみ業者に委託した場合や、片付けを手伝った方に支払った謝金等の費用は償還対象となりません。

Q6 敷地内に堆積した土砂も費用償還の対象か

解体業者等が産業廃棄物として適正に処理し、マニフェスト伝票等の提出が あれば、収集・運搬、処分の費用も償還の対象となります。

Q7 庭石・庭木や土間コンクリートは対象となるか

庭石・庭木は、解体・撤去の対象となりません。土間コンクリートは、家屋内部の土間や家屋周りのいわゆる「犬走り」を除き対象となりません。ただし、解体工事に伴う支障排除のための撤去は対象となります。

Q8 浄化槽や便槽は対象となるか

家屋等と一体として解体するのであれば、合併浄化槽・単独浄化槽・便槽も対象となります。

Q9 マニフェスト伝票がない場合はどうなるか

マニフェストとは、廃棄物の処理を民間業者に行わせた場合に、処理が適正に行われたことを確認する書類で、解体事業者は必ず保管するものです。マニフェスト伝票がある場合に限り、処分費を償還の申請に含めることが出来ます。

なお、自費解体による災害廃棄物は、産業廃棄物であるため、市の仮置場に持ち込むことはできませんし、市の仮置き場でマニフェスト伝票は発行していません。

Q10 り災(被災)証明書の判定が「準半壊」で自費解体の申請はできますか

自費解体の申請ができる対象は、り災(被災)証明書の判定が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」と判定されたものになります。

Q11 自費解体で業者に支払った全額が費用償還されるのか

償還する額の上限は、本市が算定した額(基準額)となります。申請者から解体業者等への支払金額が算定額を上回る場合があります。申請いただいた後、審査を行い決定通知書にてお知らせいたします。

Q12 上限額を知りたい

個別の償還決定額につきましては、申請された書類を基に計算しますので、事前にお答えすることはできません。申請いただいた後、審査を行い決定通知書にてお知らせいたします。自費解体を行う場合の適正な工事金額は、数社から見積をとるなどしてご自身でご確認ください。